

令和 8 年 2 月 13 日

沖縄県恩納村「宿泊税」の新設

沖縄県恩納村から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される沖縄県恩納村宿泊税の概要は以下のとおりです。

課 税 団 体	沖縄県恩納村
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	恩納村内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・ 旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税 収 の 使 途	自然環境と観光、そして村民生活が高度に調和した「世界－サンゴと人にやさしい村」として、持続的な観光の振興を図り、世界でトップクラスのリゾート地として発展していくための費用
課 税 標 準	上記施設における宿泊料金
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	1 人 1 泊当たりの宿泊料金の 1.2%（ただし、税額 1,200 円を上限とする。）
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）約 5.5 億円
課 税 免 除 等	・ 修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・ 学校教育活動として行われる部活動等の参加者（引率者も含む） ・ 公益財団法人日本中学校体育連盟その他の規則で定める団体が主催する大会に参加する学生等（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約 0.2 億円
課税を行う期間	条例施行後 3 年を目途に見直しを行うこととする規定あり

- ・ 令和 7 年 9 月 26 日 恩納村議会にて条例案可決
- ・ 令和 7 年 10 月 8 日 総務大臣協議
- ・ 令和 8 年 2 月 13 日 総務大臣同意
- ・ 令和 9 年 2 月 1 日 条例施行（予定）

連絡先
自治税務局企画課
担当：上田理事官、佐久間係長、大原
電話：03-5253-5658
Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。